

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会共催・後援の取扱い要綱

昭和60年9月12日 制 定

昭和63年3月29日 一部改正

(目 的)

第1条 団体等が実施する社会福祉に関する事業について、千歳市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に対し共催又は後援の申請があった場合の承認基準及びその手続きに関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 共催とは、社協と団体等が原則的にそれぞれ経費を分担し、共同して実施する事業とする。

2 後援とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 団体等が実施する事業に、単に名義的に参加する場合
- (2) 労力又は資材の提供（福祉バスを除く。）により支援する場合

(申請手続き)

第3条 団体等が実施する社会福祉に関する事業について、社協に対し共催又は後援を申請する場合は、共催・後援申請書（第1号様式）を事業開始30日前までに社協に提出しなければならない。

2 団体等が社協に対し、補助金その他経費を必要とする助成についての申請をする場合は、当該年度の予算編成前（2月28日）までにしなければならない。

3 第1項及び第2項において社協は、申請書以外に必要な書類の提出を求めることができる。

(通 知)

第4条 社協は、前条の定めによって申請書が提出されたときは、第7条に定める承認基準によって審査し、すみやかに承認又は不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 承認する場合において、社協は必要な条件を付することができる。

(承認の取消)

第5条 社協は次の各号の一に該当するときは、すでに承認した共催又は後援を取消することができる。この取消しによって生じた損害等については一切の責任を負わないものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の事実が判明したとき。
- (2) 承認通知書に付した条件に違反したとき。

(実施報告)

第6条 必要がある場合は、申請書に対し事業実施報告書（第3号様式）の提出を求めることができる。

(承認基準)

第7条 共催又は後援の承認基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般市民を対象とし、営利を目的としない社会福祉関係事業（管内、全道、全国的な事業を含む。）であること。
- (2) 団体等の代表者、組織、事業内容等が明確であり、後援等を行うことにより問題（トラブル発生等）が生じないと認められるものであること。
- (3) 該事業等が、当該年度の財政事情、労力体制等に支障のない範囲内であること。
- (4) その他社協会長が特に認めた事業であること。

附 則

この要綱は昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は昭和63年4月1日から施行する。